

意見 その1

厚労省案は、
障害者自立支援法の
「廃止」ではなく、
「一部改正」=継続です！



厚労省案は、障害者自立支援法を維持したまま、「法」の目的や名称を含めて変えていくので、事実上、自立支援法は廃止と考える（小宮山厚労大臣）というものです。到底理解できません。

与党民主党障がい者WT（ワーキングチーム）の検討をふまえ、原案は一部「修正」されましたが、自立支援法のほとんどの条文はそのまま維持されています。修正は「一部」どころか「ごくごく一部の微修正」程度に過ぎません。国が約束した、「基本合意」は、「速やかに応益負担（定率負担）制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する。そこにおいては、障害福祉施策の充実、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする」と明記しています。厚労省案は、「基本合意」を破るものです。

介護保険法を模して制定された、自立支援法が維持、延命されることは、障害者制度改革の否定でもあります。

基本合意を交わす調印式で、原告代表として署名しました。「本当に裁判をやめていいのだろうか」とみんな悩み、不安を抱えながらも「自立支援法を廃止して新しい制度をつくっていく」といわれる新政権を信じ、合意したのです。

現場を混乱させているのは「自立支援法」の仕組みです。「障害程度区分」「利用者負担」「日払い報酬」「新事業体制」「地域格差」こんな項目一つ一つが現場を困惑させているのです。だから、自立支援法廃止を訴え続けているのです。厚労省案では、こんな問題を解決できるとは誰も思いません。

秋保喜美子（広島 元原告）



意見 その2

「尊厳を深く傷つけた」応益負担は
なくなっています。
収入認定は、
家族の収入を除外し、
障害児者本人だけで認定すべき



2010年12月成立の「つなぎ法（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律）」により、「応益負担から応能負担に変更され、問題は解決済み」と政府関係者はいいました。

「基本合意」をふまえ、市町村民税非課税世帯は、予算措置で無料になりました。しかし、利用者負担額は「つなぎ法」では「家計の負担能力その他の事情を考慮し」とされました。配偶者などの家族の収入を理由にして、多額の利用者負担が課せられ、自立が阻害されている障害者は少なくありません。障害と負担を結びつける「応益負担」はなくなっています。

「骨格提言」は、「障害者支援を自己責任・家族責任としてこれまで一貫して採用されてきた政策の基本的スタンスを、社会的・公的な責任に切り替える」としていますが、法案にはこの制度改革の基本理念が反映されていません。

「基本合意」の「論点」にある、「収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害児者本人だけで認定すること」を実現してください。

利用者負担に配偶者が含まれる理由は、法律が「家計の負担能力を」しん酌し、になっているから」と言われました。しかし、「家計の負担能力」という表現が法律に明記されたのは、「つなぎ法」のときです。家計を理由に、配偶者（＝妻）にまで負担を強いる法制度の問題が解決されないのであれば、つなぎ法の成立は、これまで以上に家族負担を強いるものになったといえます。

この方向では、障害者を一人の個人として扱わない施策が、今後も続くことになります。障害者が権利の主体となる法律を強く求めます。

家平 悟（東京 元原告）



あたり前に生きたい
国は「基本合意」を
やぶらないで！



コメンテーター
本誌特報部

今月のテーマ



3月5日、自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団は全国14カ所で一斉記者会見を開催しました。写真は東京・司法記者クラブでの会見。

権利条約と基本合意実現にむけて、激しいつばぜりあいが続いています。総合福祉部会55名全員が一致して「骨格提言」をまとめました（11月号参照）が、2月7日に提示された厚労省案は、自立支援法の廃止ではなく、ごく一部を「改正」するもので、「基本合意」を破り「骨格提言」を棚上げするものでした（4月号参照）。しかし、与党民主党は「公約違反」ともなる厚労省案を一部手直ししただけで、障害者総合支援法案として3月13日閣議決定し、国会に上程しました。

厳しい批判が続出！

民主党は、3月7日、部会構成員やヒヤリング団体に対して説明会を開きましたが、批判意見にまともな回答ができませんでした。

○総合福祉部会・佐藤部会長
骨格提言とは相当落差がある。部会の努力は報われていない。①「基本理念」の「可能な限り」は削除すべき、②障害の範囲は谷間の障害、疾患が残る、③利用者負担では「1割を上限として家計の負担能力に応じて負担する仕組み」は変わらない、④障害程度区分の廃止を！

○岡本民主党WT座長の回答
①「可能な限り」は「最大限努力をすること」、②障害の範囲は、新たに加わることは意味がある、③利用者負担原則無償の声も知っているが、所得を得られる人に負担が発生しないため、④支給決定はこれから議論。

○JDF 藤井幹事会議長
骨格提言と乖離ある。不満、とまどいがある。①民主党は、部会になんの検討を託したのか？ ②法案は

骨格提言を何パーセント反映しているか？ ③権利条約批准との整合性、とりわけ「障害の範囲」は矛盾している。

「断固として闘う！」訴訟団

○藤岡弁護団事務局長
3月6日、原告全員集会は、「政府にうらぎられた、許されない、断固として闘い続ける」で一致した。緊急パンフレット（注）にあるように、基本合意は訴訟団の宝だけでなく、骨格提言の基礎となった。

原告71人は裁判終結で基本合意の約束を果たした。被告の国の約束は、平成25年8月までに、自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施することだ。しかし、国は履行していない。

民主党資料に「つなぎ法及び新法で修正した条文は115条中93条、その割合は81%」とあるが、条文は

7つしか変わっていない。ほとんどが「つなぎ法」のことなのか！

岡本WT座長の回答

「つなぎ法」とあわせて今回の法案になっている。法制局と議論を重ね、ぎりぎりやった。次の議論に向けて話し合いを続けたい。

連休明け、国会内外で論戦が

岡本WT座長は「3年後の廃止はできないのか？」の質問に、「3年後であれ『廃止』するともう一度認定が必要となる。混乱はおこる。廃止条項は考えていない」と断言しています。

今後、連休明けには、国会内外で激しい論戦がくり広げられます。まさに正念場の情勢です。

代表して基本合意に署名した広島元原告・秋保喜美子さんは、「全国のみなさん、『負けてたまるか根性』で、元氣出して、がんばりましょう！」。

（注）基本合意の完全実現をめざす会編『緊急オレンジパンフ』（上記）は、「めざす会」ホームページからダウンロードできます。